

平成22年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成22年7月7日(水)

新宿区 区長室 区政情報課

午後2時開会

【会長】お待たせいたしました。ただいまより平成22年度第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところをご出席くださりまして大変ありがとうございました。議事に入ります前に、本日の資料につきまして事務局のほうからお願いしたいと思います。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。

今回事前にお送りしました資料は、資料29「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者情報の目的外利用について（諮問）」から資料36「国勢調査における調査用品の仕分・配送業務の委託について（報告）」までとなっております。

また、机上に配付した資料ですけれども、変更後の次第、資料28「平成21年度新宿区情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」の差し替えの資料となっております。

次第の変更箇所ですけれども、2番目の予定となっております資料30につきまして、説明者の都合で、11番目の予定となっております資料28と順序を入れかえております。

また、資料34の資料の名称に誤りがありましたので、その修正をしております。

本日の審議会につきましても、審議案件が非常に多くなっております。大変申しわけありませんが、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

また、資料28と29、前回のものにつきましてもしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、予備の資料をご用意しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

何かご質問ございますか。資料は整っていますでしょうか。

それでは、本題に入りますけれども、その前にちょっと一言お話がございます。

今回の大相撲の決定はどのように皆さんお考えになるのかということは、この場で議論する時間はありません。ありませんけれども、情報公開制度とはやはり若干関係があると思うんですね。

相撲協会のほうでは、国民的議論を反映しながら決めたとおっしゃっております。では、どのようなことを指して国民的な議論と言っているのかということがよくわからないわけですね。アンケート調査をしたのか何人かに会って聞いたのかというのがよくわかりません。

そういうところに関して、もし仮に改正案とか情報公開制度を使って請求するということもあり得ると思うのですけれども、ただ新宿区の情報公開を初め、私どもが持っているのはあ

くまでも役所の資料とか情報になりますから、民間の団体には適用できないということになる
んですよね。

しかしながら、問題になった民間の団体のほうがむしろ重要な決定をしたり重要な役割を
果たしているという場合があるわけですから、したがってこういう情報公開とか個人情報の保
護制度につきましても、できるだけ民間の団体を含めたところのものにさせていただける必要
があるのかと思っております。今、こういう行政内部、行政サイドのものに限られているとい
うのが重要になってきますけれども、その辺のところはまた時間が余ることがありましたら、
皆さんのご意見をお聞きしたいというふうに思っております。

それでは、早速でございますけれども、きょうは4時を目途にしておりますのでよろしく
ご協力のほどお願いします。

最初に、資料29「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者情報の目的外利用につ
いて」でございます。

ご説明をよろしく願いいたします。

【医療保険年金課長】担当の医療保険年金課長の高木でございます。どうぞよろしく願いい
たします。

それでは、事業の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、事業名、担当課は記載のとおりでございます。

目的につきましては、国民健康保険料介護分保険料の適正な賦課徴収を行うためございま
す。

対象者は、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスを利用されている方々ございま
す。

事業内容でございます。ここの文章を簡単にかいつまんで説明申し上げます。

国民健康保険料は、基礎賦課額分と後期高齢者支援賦課分と、それから介護納付金の賦課額
から成っています。そのうち介護保険納付金賦課額につきまして、障害者自立支援法に基づく
障害者福祉サービス利用者のうち介護保険適用除外施設に入所し、かつ適用除外となるサービ
ス利用者について介護分の保険料の賦課を取り消すものがございます。

簡単に申し上げますと、介護保険以外の公的サービスを受けている方について介護分保険料
の賦課を取り消すものがございます。また、納付済みの場合は還付や医療分保険料への充当を
行うこととしております。

これまでの事務処理につきましては、適用除外に該当する方からの申請に基づきまして、必

要な事項について個別に障害者福祉課に問い合わせを行いまして可否判定を行ってまいりました。そのことにより、申請がない方についての把握ができないなど、潜在的な方々がいらっしゃるという問題がありまして、本件ご承認いただければ今後は障害者福祉課より定期的に、今は3カ月に1回ほどを考えてございますけれども、必要な情報を受け取れるようになりまして、該当者の把握ができるようになりますので、未届け者に勧奨通知を送付することができます。そのことにより、漏れがなく迅速な対応ができるため、区民のサービスの向上につながるものと考えております。

次に、3ページ目をごらんいただきたいと思います。3ページ目のほうは、保有課、名称、目的、記録媒体につきましては記載のとおりでございます。

目的外利用を行う理由でございます。ここに書いてあるとおりですが、国民健康保険加入者のうち、介護保険適用除外者の国民健康保険料賦課を適正に行うためでございます。

それから、目的外利用を行う情報の項目でございます。国民健康保険加入者のうち、障害者福祉サービスの利用者本人の氏名、住民番号、生年月日、入所施設名、入退所年月日、入所資格（サービス名称）等を考えてございます。

目的外利用を行う際に使用する記録媒体につきましては紙でございます。

利用の時期につきましては22年8月1日以降を予定してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

【川村委員】私もわからないのでもう少し教えていただきたいのですけれども、そうしますと介護保険適用除外施設というのは具体的にどういう施設でということと、あと適用除外となるサービス利用者ということは、この関係が1点。

あと、この間、漏れもあったのではないかというふうなことで、そこが今回こういう形で情報提供を得て漏れないようにということで、それは私は必要なことだというふうに思いますけれども、今現在、大体50人程度を見込みますというふうなことなんです、申請や受理の状況はこの間どうだったのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、目的外利用を行う際に使用する記録媒体は紙ということなんです、先ほどのご説明だと、紙媒体で提供されて、それをこちらの資料と突合するということで賦課を取り消すという、そういう流れでされるというふうに受けとめたのですけれども、そういう理解でよろ

しいか。

3点お伺いします。

【医療保険年金課長】わかりました。では、まず2番目からということでお願いします。

50件ということで今年度は予定してございますけれども、そのうち国民健康保険に加入されている方がどれくらいいるかということもございまして、最大50件ということで該当を考えております。そのうちに国保の該当の方というのは約半分から6割くらいだろうというふうに見込んでおります。

これまでの実績はどれくらいかといいますと、2、3件のときもありましたし、もうちょっと多い月もありました。ただ、今後やはり該当される方が増えるだろうということを見込みまして、早目に手を打とうということで今回始めてございます。

それから、紙媒体で入力するのかというお話ですが、こちらのほうも紙媒体でそのまま整理をして、国民健康保険情報を確認した上で勧奨通知を出す形になります。

それから、適用除外となる施設とサービスということでございますけれども、1つは、適用除外となるサービスにつきましては、施設入所者の支援サービスというのと生活介護サービスというのがあるそうです。ちょっと所管でなくて細かくご説明できなくて申しわけないのですが、項目としてはその2つでございます。

あと1つ、今お話しした施設入所者支援と生活介護サービスを行っている施設が除外施設になるということでございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、川村委員。

【川村委員】わかりました。1点目、2点目については了解いたしましたので、3点目、紙媒体でそういう通知を出すために使ったというものについては、その後のその紙媒体の処理というのはどのようになるのでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】紙でいただいたものは、端末で国保の加入者かどうかを確認した後、パソコンでワードやエクセルとかを使って勧奨通知を打ち出すという形になります。

【川村委員】そうすると、もとというか紙で提供いただいたデータについては、その後、保管なり廃棄するということなののでしょうか。そこをちょっとお伺いしたかった。

【医療保険年金課長】紙でいただいた資料につきましては厳重に保管をいたします。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。

最終的にはシュレッダーにかけているんですか。紙を最終的に処分する場合、シュレッダーにかけて。

【医療保険年金課長】いただいた書類については保管をしますけれども、年限が来たらシュレッダーの処理をさせていただきます。

【会 長】高知市だったと思いますけれども、1回行ったら、シュレッダーにかけるとやはり紙の価格が落ちてしまうでしょう、古紙としてのね。ですから、集めたものを、ガードマンの人をつかまして、ガードマンが製紙会社までついていきまして、どろどろに溶かすところまで見て、そこでチェックして、そして処理しましたというふうにやっているそうなんです。そういうのがかえって安上がりというか得だということだったですけれどもね。

ですから、紙は、せっかくいいものでも、シュレッダーにかけますと繊維を壊してしまうんですね。もったいないということがあって。どちらがいいかよくわかりませんが。

どうぞ。

【医療保険年金課長】現状ではシュレッダーを考えてございますけれども、溶解がいいのかシュレッダーがいいのか、まだこれからいただく資料でございますので、検討させていただいて一番いい方法を選んでいきたいと思っております。

【会 長】わかりました。

どうぞ、ほかにございますか。

では、ただいまの件は承認ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ご苦労さまでした。

では、資料28をお願いします。

【区政情報課長】それでは、資料28「平成21年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」ご報告いたします。資料が非常に大部のものになっておりますので、それぞれの概要ということでご説明させていただきたいと思っております。

なお、本資料の概要につきましては6月25日号の「新宿区広報」で公表しております。

まず、資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。1ページ、公文書公開請求等の状況が出ております。実施機関別件数が上の表にまとまっておりますので、こちらの表で説明をさせていただきます。

請求・申出件数、一番下の合計の欄、21年度分・20年度分を合わせまして162件となっております。

ります。平成20年度は145件でしたので、17件、11.72%の増となっております。

それに対する公開決定等の件数では、全部公開が52件、昨年度が50件ですので、2件、4%の増となっております。部分公開は104件、昨年度が89件ですので、15件、16.85%の増となっております。

非公開はゼロ件、昨年度は1件ありましたので、今回は皆減という形となっております。

不存在は4件、昨年度も4件でしたので、増減はありません。

存否応答拒否及び却下についてはゼロ件という形となっております。昨年度も同じくゼロ件です。

未決定が2件となっております。昨年度は1件ですので、1件ふえております。

決定総数としましては、162件ということで、先ほどお話しした内容となります。

請求件数の多いものですが、7ページをごらんいただけますでしょうか。7ページのところに、生活環境課の「新宿区における建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱 平成20年度受付簿」「平成21年度受付簿」「標識の設置の報告に係る標識の原稿」というのがございます。これが、同じようなものが52件出ております。やはりそういった騒音関係ということで、非常にこれが多いのかなと思っております。

そのほかですと、あと衛生課ですとか建築指導課、契約管財課等が多いものとして出ております。

次に、12ページをごらんいただけますでしょうか。12ページが自己情報開示請求の状況です。こちらにつきましても実施機関別件数がまとまっております。

請求件数、21年度分と20年度分を合わせまして71件となっております。前年度は89件ですので、マイナス18件、20.22%の減となっております。

それに対する開示決定等の件数は全部開示が33件、昨年度31件ですので、2件、6.45%の増となっております。一部開示が15件、昨年度は30件ですので、マイナス15件、50%の減となっております。

非開示はゼロ件、昨年度もゼロ件です。

不存在が19件、昨年度は23件ですので、マイナス4件、17.39%の減となっております。

応答拒否及び却下はゼロ件、未決定・取下げは4件となっております。

昨年度と比べて17件減ったという形ですが、介護保険課の認定調査票等が、昨年度と比べて、昨年度は30件ほどあったのですけれども、ことしが20件程度となっておりますので、その分がことしは減ったのかなという形となっております。

次に、16ページをご覧くださいませうか。16ページは自己情報訂正請求の状況と自己情報利用停止の状況です。

自己情報訂正請求につきましては平成21年度はありませんでした。平成20年度もありませんでした。

自己情報の利用停止請求等につきましては、請求件数は1件となっております。それに対する検討結果は、非停止が1件となっております。昨年度は、これはゼロ件ですので皆増という形となっております。内訳は、その下についております戸籍住民課の弁護士などの有資格者が行う戸籍謄本等職務上請求に係る戸籍情報ということで、これについての利用停止というのが請求されたという内容でございます。

次に、17ページをご覧ください。17ページが個人情報業務登録の状況です。これにつきましては、平成21年度末の状況で、区長部局1,463件、教育委員会652件、選挙管理委員会14件、監査委員2件、議会24件、合計2,155件となっております。平成20年度末は2,132件でしたので、23件、1.08%の増となっております。内容等は、これはもう登録状況ですので、その内容は後ほどご覧いただければと思います。

次に、大分飛びますけれども、64ページをご覧ください。64ページが個人情報ファイル登録の状況です。こちらにつきましても実施機関別件数でまとめさせていただいております。区長部局が405件、教育委員会が76件、選挙管理委員会が7件、監査委員が1件、議会が3件、合計492件となっております。20年度末は449件でしたので、比較増減43件、9.58%の増となっております。教育委員会がかなり増えているのですけれども、これにつきましては、校務支援システムというのが導入されまして、その関係の個人情報ファイルが増えたという形となっております。

次に、79ページをご覧ください。79ページが個人情報業務委託の状況です。これにつきましても実施機関別件数をまとめております。区長部局が268件、教育委員会が19件、選挙管理委員会が1件、監査委員が1件、議会が10件、合計299件となっております。20年度末は264件でしたので、35件、13.26%の増となっております。

次に、95ページをご覧ください。95ページが目的外利用の状況です。こちらにつきましては実施機関別件数をまとめております。区長部局が19件、教育委員会が1件、選挙管理委員会が1件、合計21件となっております。昨年度末の状況は17件ですので、4件、23.5%の増となっております。目的外利用は、昨年度は子ども手当の給付関係が5件とか、そういう形でふえております。

次は100ページをご覧ください。100ページが外部提供の状況です。外部提供につきましては区長部局で2件となっております。昨年度末も2件ですから、差引増減はありません。災害時の救助活動支援のための消防署への情報提供等が2件という形になっております。100ページの下に出ているものです。

次に、101ページをご覧ください。101ページが本人外収集の状況です。実施機関別件数が、区長部局はゼロ件、教育委員会が2件という形になっております。合計2件です。内訳はその下に出しております、学校における継続的な指導の必要性を認めた場合ということで、警察等の連絡にかかわるものということで、警察からの収集というのが本人外収集の状況となっております。

次に、102ページをご覧ください。102ページが電子計算機の結合の状況です。実施機関別件数、区長部局が2件、合計2件となっております。昨年度は6件でしたので、マイナス4件、66.67%の減となっております。2件の内訳はその下に出ている税務課と介護保険課のものでございます。

次に、104ページをご覧ください。104ページが指定管理者による管理の状況です。こちらにつきましては一覧表がないのですけれども、1番目の四谷地域センターから110ページ、55番目の中町図書館まで55件という形になっております。昨年度末が46件でしたので、9件、19.57%の増となっております。戸塚地域センターほかが新規導入施設となっております。

次は111ページをご覧ください。111ページが個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受入状況です。区政情報課から始まりまして116ページの中央図書館まで33件となっております。昨年度末は31件でしたので、2件、6.45%の増となっております。

次が117ページ、こちらにつきましては、本日の差し替え分を机上配付しておりますのでこちらをご覧ください。

個人情報取扱事務に係る派遣労働者の受入状況です。こちらに一覧表になっておりますように8件となっております。昨年度は5件でしたので、3件、60%の増となっております。乳幼児の保育業務ですとか、そういったものに派遣労働者を受け入れているという形になっております。

次が、118ページをご覧ください。異議申立ての処理状況です。申立て件数は4件となっております。昨年度は2件でしたので、2件、100%の増となっております。内容はそこに出ているとおりのものでございます。

最後に、119ページ、民間事業者における個人情報の取扱いに関する苦情処理の状況です。

こちらにつきましては新宿消費生活センターの受付分となっております。一覧表に項目別件数が出ておりますけれども、合計欄、金融・信用で2件、情報通信で2件、その他で8件、合計12件となっております。その内訳については、その下のところから121ページまでにまとめたものとなっております。

以上、非常に雑駁ですけれども、平成21年度の新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況となります。よろしくお願いたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

どうぞ。

【鍋島委員】指定管理者のところで55件というのですけれども、これは指定管理者の応募をする方が何かのこの開示とか、そういうことですか。

【区政情報課長】こちらは指定管理者の導入した状況ですね。104ページをご覧いただきたいのですけれども、指定管理者による管理の状況ということで、四谷地域センターですと、四谷地域センターの管理運営委員会が指定管理者としてなっているわけですね。その状況を区の施設についてすべて出したものです。

【鍋島委員】そのなるとき、こういうのを開示してくるのかなと思ったもので伺いました。わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【かわの委員】117ページといたしますか、資料を今回差し替えられたいわゆる派遣労働者の関係ですけれども、個人情報を取り扱う事務ということで、極めてプライバシーにかかわる部分を扱っているところも幾つかあるようですけれども、受け入れ期間が短いところもありますけれども、かなり長いところ、例えば丸々1年間やっているようなところもあるわけですね。

こういう場合に、派遣労働者というのは人が結構かわるのですか。それとも、その本人というのは、ほぼ例えば1年間なら1年間ずっとその人が仕事をやっているという状況なのか、その辺の実態はつかんでいるんですかね。

なぜこういうことを聞くかという、人がどんどんかわっていけば、その都度本当に、こういう個人情報を扱うそういうことが当事者本人にきちんと伝わっているというのか、あるいはチェックされているかどうかというのがちょっと心配なものですから、その辺について、実際にやる人の状況というのはどんなかわかりますかね。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】一応、派遣労働の形では、自社の社員を相手の指揮・命令で働かせることができる契約ということで、同じ人が行くというのが派遣労働の原則という形になっております。

同じようなもので請負というのがありまして、請負の場合にはそういう事業をやってもらえればよいということなので、それについては、きょうはAさん、あしたはBさんという場合も考えられるのかなというふうに思っております。原則としてはそういう形になっております。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】いずれにしても、これは1年間の状況報告ですから、そういう意味からするとこれからもこういうことは当然あり得るのしょうけれども、とりわけ派遣労働者ということで、特に個人情報を取り扱う、しかもこれを見ると、個人情報、プライバシーに本当にかかわるようなものもかなりあるようですので、その辺については、今後の中においてもぜひ慎重にやっていってほしいということを申し上げておきます。

以上です。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】赤羽ですけれども、1つお伺いしたいのですが、私どものこの審議会にいただく資料で、例えば一番初めの公文書公開請求等の状況で、1番からずっと番号が振ってあるではないですか。これは、恐らく日付順というか、請求された順番ということですよ。

例えばその請求された日時なんかというのは私たちの委員会には資料としては上がってこないのですけれども、そういったことというのは、ほかの項目だと、例えば指定管理者の期限なんかはわかるので、大体どういう流れの中でどういう時期にこういったことが起こるとかわかるのですけれども、こういった公文書公開請求、あと次のところのもそうなんですけれども、資料として、例えば請求された日時でもいいし、公開決定された日時でもいいのですけれども、そういったことをこの資料の中に載せていただくようなことというのは可能なのでしょうか。どうなんですか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】一応ここに出ております内訳につきましては所属順の処理ということで、一番最初は区長室の区政情報課ということで一連番号を振らせていただいております。ですから、請求順という形のものではありません。

それで、請求がいつあったかということについては、この処理をするというのが、集計作業という作業の日程とかもありますので、その点も含めて少し検討させていただけたらと思いま

す。やはりなるべく詳しいものが公開できたらいいと思いますので検討させてください。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【井上委員】7項の個人情報の業務委託の状況と、それから先ほどありました117ページの14項の「派遣労働者の受入状況」と書いてあるんですけども、個人情報の取扱いに関して言うならば、派遣労働者というのはいわゆる区役所の職員の指揮・命令下でやるわけですよね。ですから、コントロールがきくわけですけども、こちらの業務委託のほうというのは向こうにもうお任せしてしまうので、これは委任と請負と両方あるかと思うのですけれども、ちょっと見た限り、情報量として本当は、14項の派遣労働者の受け入れ状況よりもむしろ7項の委託の状況のほうが、例えばどこの事業者にお願いしたかとか、期間がどうなったかというところをもうちょっと詳しくすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【区政情報課長】今、委員ご指摘がありましたように、79ページの個人情報の業務委託につきまして、要するに委任とか請負という契約になりますので、相手方が行うということで、確かに区のコントロールのもとにはないというのはご指摘のとおりだと思います。

そのため、委託する業務の内容ですとか委託する個人情報の業務の中身、そういったものについて、例えば3番目の情報公開、テープの反訳業務というのを平成17年度に開始しておりますけれども、こういったものについては、始めるときに当審議会にかけて始めているという形になっております。

ですから、その後は、ここの報告でまとめておりますけれども、業務委託はその都度、始める都度、当審議会でのご議論をいただいているという形で処理をしております。

【井上委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

先ほど民間団体の情報開示ということにちょっと触れましたけれども、私の勤務先は民間ですね。そのとき、学期末の試験問題用紙なんかは5年間保管しなければならないことになっているわけです。

それから、学生から点数の問い合わせがあると、やはりそれを調べて知らせますけれども、そういう場合、5年間は置いていますけれども、5年たったらもう分断処理していいということになっております。僕は、5年後に自分の問題の解答の点数を調べてくれなんて言うのはだれもいないと思ひまして、2年間ぐらいで処理しておるのですけれども、そういうような問題がないわけではありません。

学校も、最近はよく、情報公開制度とか、プライバシーの保護条例だとか、保護の規約をつくったりするのですけれども、大体新宿区のものを参考にさせていただいておるのが実情ですね。

そういうことです。余計なことを申し上げたかもしれませんが。

ほかにございますか。ご発言の前にご自分のお名前をおっしゃってください。これは記録に残しているものですから、すみませんけれども。大体お声で判断できるとは思いますが。

よろしいですか。

それでは、ただいまの件は了承でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもありがとうございました。

それでは、次、資料31にまいります。「ピーポ110ばんのいえ」登録名簿の外部提供についてでございます。

どうぞ、ご説明をよろしく願いいたします。

【子ども家庭課長】それでは、子ども家庭課のほうから諮問させていただきます。

資料31「ピーポ110ばんのいえ」の登録名簿の外部提供についてという件名でございますが、これは全く新しくお諮りするということではなくて、外部提供先につきまして1件追加をさせていただきたいという中身でございます。

それでは、おめくりいただきまして2ページに事業の概要等を書かせていただいております。これをお読みいただく前に、「ピーポ110ばんのいえ」といいますのは、このようなステッカーを地域の方々の中でご協力いただけるお店の方ですとか世帯の方に、玄関前等に張っていただいて、不審者等から声をかけられたお子さんが駆け込んでこられる緊急避難的な、そういった部署として設置をさせていただいているものでございます。

そのようなもの、一般的には「子ども110番」というような言い方もしているようですが、新宿区におきましてはこの「ピーポ110ばんのいえ」という名称で事業をやらせていただいているものでございます。

この事業内容の枠の下から5行目のところからちょっと読ませていただきますが、「ピーポ110ばんのいえ」登録者名簿については、地区青少年育成委員会、PTA、町会が地域における安全安心マップを作成するために、平成18年度第6回の本審議会で承認を受け、これらの団体に個人情報につきまして外部提供を行っているものでございます。

今回、地区協議会から安全安心マップを作成したいという申し出がございましたので、新

たに外部提供先の団体としてお認めいただきまして、名簿を提供したいというふうに考えているものでございます。

さらにおめくりいただきまして、3ページのところをごらんいただきますと、私ども子ども家庭課のほうでこの「ピーポ110ばんのいえ」の名簿登録をしている趣旨は、目的のところにありますように保険加入のためということございまして、「ピーポ110ばんのいえ」でご協力いただいている方のところに物的・人的な被害が万が一あった場合には、見舞金制度というものを私ども用意しておりますので、そういった保険対応をするために名簿を私どものほうで管理しているものでございます。

外部提供の相手方といたしまして、先ほど申しましたようにこれまでは地区青少年育成委員会ですとかPTA、町会がございましたが、今回から地区協議会も相手方としてご承認いただきたいというものでございます。

さらに、その2つ下のところで、外部提供を行う情報項目といたしまして住所ですとか登録者の氏名がございしますが、括弧書きの中に、今回、下線として「店舗名等」というものを入れさせていただいております。

これは、これまでも、どこどこ商店ですとか何々コンビニエンスストアですとか、そういった名称は登録者の氏名の一部として名簿管理をいたしまして、また情報提供もしていたところでございますが、きちんとそこら辺も見出しをして整理させていただいたほうがいいだろうということで、今回からこの部分をこのような形でお出しさせていただいたものでございます。

外部提供を行う際の媒体につきましては、紙で行わせていただいているというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問などございましたらよろしく願います。

どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】ちなみに、今現在のこの「ピーポ110ばんのいえ」に登録されている人というのか、家というのか、法人というのか、戸数はどのぐらいになっているのですか、新宿区内で。

【子ども家庭課長】今現在の登録者件数は1,362軒でございます。

【かわの委員】1,362。わかりました。

【会 長】どうぞ。

【副 会 長】この登録者名は、今回こういうふうに提供先が追加されますよというか、そうい

うことは知らせてあるのでしょうか。

【子ども家庭課長】今回、地区協議会の部分を追加するということにつきましては、今回につきましてはご案内はしないつもりでございます。

といいますのも、まずこの地区協議会のご案内からしなければいけなかったのですが、地区協議会と申しますのは、10の特別出張所の地区ごとに、地域の課題の解決の場として地域の方々に組織いただいている組織なんですけど、もともとこの地区協議会の中に、先ほどの提供先の地区青少年育成委員会ですとかPTAですとか町会の方々も入っているんですね。

ですから、そういった意味では、外部提供先を全く新たなものを追加するというよりは、そういった方々もご参加いただいている新たな組織体としての地区協議会も、こういった相手先としてきちんと整理をさせていただいたということでございますので、全く新たな別の民間の団体に提供するというような趣旨ではございませんので、そこら辺のところにつきましては従来どおりの趣旨で名簿の活用をするということでございますので、「ピーポ110ばんのいえ」のご協力の世帯の方も、そういった意味では、趣旨としてはもともとの趣旨ということでご了解いただけるものというふうに考えてございます。

【副会長】ご説明はわかりましたけれども、いずれにしろ、目的外利用のときにはやはり利用される方々の利益も考えて趣旨を徹底していただく、その方々にね。審議会でオーケーならいいという問題ではなくて、実際に個人情報を使われる方々に何らかの説明をしていただきたい。

この利用をする前にはと言いませんけれども、何かそういう機会があるのだと思いますので、地区協議会にも登録者名簿は利用していただくというのか、提供したというのか、どこかでご説明いただきたいなと思います。よろしくどうぞ。

【会長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】2つお聞きしたいのですけれども、1つは地域安全マップというのは今までもあったのかということと、それからどういうところにこれを配布しているのかということです。

というのが、安全マップですから、今お聞きすると、これをつくるということかと思っただけです。もし新たにつくるのであれば、山口先生がおっしゃったように、載せる方々のご了解はいただかないとひとり歩きしてしまうのではないかと思うのと、それから置く場所がどこなのかということも、やはりこの会議の承認の材料になると思うので、よろしくお願いします。

【会長】どうぞ。

【子ども家庭課長】地域の安全マップにつきましては、青少年育成委員会の方ですとか町会の方々のほうで、それぞれの自主的な取組として各地区ごとにおつくりをいただいているものがございます。

例えて言えば、これは落合第二地区の防犯安全マップなんですが、こういった地図の中に子どもが通学をされる際のちょっと危なそうな道路部分の箇所を明示したりですとか、そういった書き込みをしながら、丸印で、こういったところに緊急駆け込み先の「ピーポ110ばん」の場所がありますよという、こういった地図をつくっているんですね。

これが落合第二でございますし、またもう少し、カラーでつくられているようなところは、これは四谷でございますけれども、四谷もほとんど同じような趣旨でつくられておりまして、こちらのほうは丸印で「ピーポ110ばんのいえ」を出されておりますほかに、商店等につきましてはこちらのほうに番号対応で、こういった商店が「ピーポ110ばんのいえ」になっていきますよということで、お店の名前も表として整理をされている、こういったものが各地区の工夫によりましてつくられております。

このマップにつきましては、基本的にはお子さんのためにつくっていただいておりますので、学校を通してお子様のほうに配布されているのが主体かというふうに思っております。

【鍋島委員】個人の人でこういうのに関心がある……新宿商団連としてはあるのですが、そういうマップのところには書かれると嫌だから、こういう協力はしたいけれどもしないという人がいるんですよ、実は現にね。

それで、今お聞きしたら、こういうことをつくるというのもまだ皆様に知らせていないとおっしゃったものですから、ふと思って、こういうことをしますよという、おうちの前に張るならいいけれども、こういうところに出すのは、お店じゃなくて個人の人ですよ、嫌ですよという人もいるのではないかなと思ったものですから伺ったわけです。

【子ども家庭課長】これからも、「ピーポ110ばんのいえ」につきましては協力者の方を募って、数はできるだけ充実をさせていきたいと考えているところでございますので、そういったところの活動を通じまして、また現在も登録をいただいている方への何らかの説明の場を通じまして、こういった取組の趣旨につきましては十分にご説明をし、ご理解をいただきながら事業を進めていきたいというふうに考えてございます。

【鍋島委員】もう一つ、そうすると、今登録していても、こういうマップのところはこの個人は「嫌だよ」と言えば出さないということでご了解をいただきながらおつくりになるわけでしょうか。

【子ども家庭課長】基本的に、これまでの登録者の方々につきましては、こういった取組のところはご理解をいただいているものというふうに私ども認識しておりますので、地図に載せさせていただくに当たりまして、個別にすべての方々にもう一度確認をとるというようなことはちょっと私どもは想定をしてございませんが、再度、こういったもののマップづくりが各地区で定期的に行われるかと思っておりますので、そういった意味につきましては、ご指摘のところを十分に踏まえながら、重ねて登録者の方々のほうには折を見てご説明できるときにはご説明を尽くしていくということで対応したいというふうに考えてございます。

【鍋島委員】個人情報なので、やはりその了解をいただいたほうが賢明かと思えます。

【副会長】このマップは登録者の人にも配るんでしょう。事前でなくても、少なくとも皆さんに配るときには同時に配布されるから、本当に異議があれば、その段階で何らかの通知をもらえるのではないかと。それは教えていないんでしょうか。こういうものを配布していることも教えていないのかということです。

【子ども家庭課長】各地区でお作りいただいたマップにつきましては、学校を通じて配布するほか、協力者の方、そして出張所のほうに置いて地域の方にお配りをしているということでございますので、地図に載せさせていただいている協力者の方には、基本的にはこのマップは届いているというものでございます。

【会 長】どうぞ。

【井上委員】鍋島委員の先ほどの発言というのはこういうことだと思うんですね。「ピーポ110ばんのいえ」というものには協力したいのだけれども、マップに載せたくないという人についての取扱いは一体どういうふうになっているんですかということがまず1点あります。

それともう一つは、今までは青少年育成委員会とPTAと町会には開示していたのですが、地区協議会に新たに開示していいか。これは先ほど副委員長のほうからお話があったのですが、そのあたりについてもう一度ちょっと説明をしていただけませんか。

まず、「ピーポ110ばんのいえ」に登録するということがイコール地域安全マップに載ってしまふということなのか。

それから、今度は、それがオーケーだとしても、地区協議会について新たに加えることに対してアグリーメントを本当にとらなくていいのかということ、ちょっとそのあたりをきちんと説明していただけないでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【子ども家庭課長】まず、マップの掲載の仕方でございますけれども、これまで基本的にお店

につきましては、商店名は、先ほどの四谷のところのマップにもございますようにお店の名前を表として出しているものがございますが、個人名の各世帯、個人宅のお名前を出しているマップというのはございません。

ですから、個人のお宅につきましては、地図のここら辺のところのお宅が協力家庭ですよという場所が地図の中に丸印で示されているというだけでございますので、個人のお名前ですとか電話番号等々がこういった地図の中で示されるというものではございません。

また、地区協議会とこれまでの育成会、町会等との関係も含めてのご質問のところでございますけれども、地区協議会といいますのは、先ほどもちょっと簡単にご説明しましたように、町会・自治会からの推薦委員、そして地域活動団体からの推薦委員、そして地域の公募で要は手を挙げて参加をいただいている区民の方、こういった方々で組織をされているおおよそ40名から70名の地域組織でございます。

その地域活動団体の中に、青少年育成委員会ですとかPTA、そして保護司会、商店会等々の地域団体がございます。そういった意味では、地域の主な活動団体の代表者の方にご参加をいただいている地域の課題解決のための主体的な組織でございます。

これまで、町会ですとか育成委員会としてこういった地域の安全安心のためのマップづくりは主体的にお取組んでいただけてきたところでございますけれども、さらに枠を広げて、その地域でいろいろ活動をいただいている団体の方々にお集まりいただいている地区協議会で作ったほうが、いろいろな課題をこの地図の中に盛り込めるですとか、いろいろな調査も含めて、地区協議会として作ったほうが人手も含めて作りやすいですとか、そういった状況が今ございますので、そういった意味で、作るのであれば地区協議会のほうで作りたいというような地区が大分意見としては出てきたというところがございますので、そういった意味では、これまでかかわっていただいた町会ですとか育成委員会の方々がこのマップ作りから全く外れるということではなくて、これまでマップ作りを担っていただいた方々を中心に、さらに輪を広げてこういった取組が充実をされて進むということが地区協議会のところではあるのかなというふうに期待をしているところでございます。

【会 長】どうぞ。

【鱒沢委員】私のところはもう既に「ピーポ110ばん」、多分、制度が始まったところから登録して、現在も玄関のところにステッカーを張っていますし、若松地区に所属していますから、若松地区でつくった地図もいただいています。

確かに商店の名前は出ていますけれども、ああ、うちはここだわねと、ぼちっと赤いマーク

がついているという感じですが、この地区協議会との関係で言うと、もう既にかかわっていますよね。後追いではないかなという感じは若干いたしました。

少なくとも私がちょうどした若松地区の安全マップに関しましては、地区協議会が、何でしょうか、どういう形で名前が載っているのか、主体ではないにしても、一緒につくりましたということで、育成会、町会、地区協という形でもうできているんですよね。ですから、ちょっと後追いの感が若干いたしました。率直な感想です。

これは初めてではなくて、私が承知している限りではたしか2回つくっているはずなんですけれども、地区協議会が絡んでですけども、既にもうスタートしているということで、いかなものかなというような感想を持ちました。

【会長】どうぞ。

【鈴木委員】落合地区の鈴木です。

この地区協さんをここに書き加えたということは、お役所のほうのご意思で入れたのでしょうか。

【子ども家庭課長】はい、私どもの判断で、今回きちんとこういうふうに整理をさせていただいたほうがいいだろうということで入れさせていただきました。

【鈴木委員】今こちらの委員の方がおっしゃったように、既にもう本当に育成委員会とかPTAとか町会などで結構独自にやっけてきているんですよね。それを中澤さんはいろいろな団体から出てきているから大変いいんですよ、それもよくわかるんですけども、後追いというこちらからのお話がありましたように、もしやるのであれば、やっていただくのであれば、皆さんちゃんときちっと仲よくしてやって、またやるのとかだれがというふうになると、せっかく子どもたちの安全のためになんて言っているいろいろと問題が起きてきてしまうとちょっと心配なものですから、その辺のことをちょっと注意をしてやっていただければありがたいなと思っています。

ごめんなさいね、この情報保護とか、そういう問題からはちょっと離れますけど、ちょっと地域的に。すみません、これ以上言わないです。

【鍋島委員】その関連で、本当に今までやっていますけれども、それがやはり了解をとっているんですよね、やる方もね。

ですけども、ここは、ともかく正式に出されてしまったので、私はここの責任になってしまうので、正式に出すのであればやはりこういう方々の了解を得ておかないと、その方々が「何で、了解も得ないのに出したの」となってしまうので、正式に出されたのでお話をしてい

るんですね。本当に後追いだとは思いますが、よくやっけていらっしやいますから、今ごろ地区協が入らなくてもやっけていらっしやるからという感じは、ごめんなさいね、正直にあるんですけども。

だから、とてもいいことなただけれども、ここは個人情報だから、やはり同意を得ないとまずいのではないかと思います。

【区政情報課長】会長、事務局のほうで。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】先ほど担当課からの話がありましたように、「ピーポ110ばんのいえ」は1,362軒あるということで、個別の了解というのはなかなか難しいというのがあります。

そういった中で、今回、全員の同意が得られれば、特に当審議会にかからなくてもできるわけですけれども、やはりそういった1,362軒と非常に多いという中で、地区協議会から、そういった地図をつくるときには、協議会としてもやりたいということで、もう既にやっているところもあるというお話がありましたけれども、そういった話もありましたので、今回改めて審議会議会を正式に通してやろうという趣旨だというふうに考えております。

ですから、確かに「ピーポ110ばんのいえ」自体がそういった協力承諾書をとっているわけですので、今後そういった中にそういったものを入れていけば問題がないわけですけれども、特に当初からの趣旨としては、基本的にこういったステッカーを張っていただいて、その場所を子どもたちに知ってもらわなければいけないという趣旨ですので、そのために地図づくりをやっているということがありますので、趣旨は皆さんご理解いただいているのではないかとこのように考えているというものだと思います。

補足です。よろしく申し上げます。

【会 長】どうぞ。

【副 会 長】いずれにしろ、手続の問題というか、やはり登録者の方々の個人情報をいかに尊重するかということなので、委員からいろいろ意見が出ているのはそこなんですよね。

やはりこういう手続的にここで決めればいいじゃないというわけにはいかないのではないかと。やはり個人情報をもっと尊重する。ほかの問題でも区にはたくさんこういう問題があると思うのですけれども、もう少し個人情報を尊重していただきたい。はっきり申し上げて、皆さん多分、「意外に個人情報を粗末に扱っているね」という受けとめをしたと思うんですよ、この10分ぐらいの間にね。

もう少し区としては個人情報を慎重に扱っていただきたいという意味で、この件はこの件で

手順として大丈夫かなというような考えを持ちますけれども、さっき私が申しあげましたように事後的にも、おたくのはこういう形で載っていますよとか、おたくの情報はこういうところに通知してありますよということは少なくとも、直ちにとは言いませんけれども、何か機会があれば速やかにやはり登録者の方に何らかの形で知らせるべきだということは、いかに承認するにしても、ちょっと意見としてはつけざるを得ないというふうに思いますけれども、その点をご了解いただければいいのではないかなと思います。

【会 長】民間機関からの情報公開と個人情報の保護に気を使わなければならないということとは先ほどから何回か申し上げてきたとおりですけれども、ただ問題によっては神経質になり過ぎているところがあると思うんですね。

例えば、学校の名簿なんかには僕らの住所は全然載っていないわけですよ。だから、同僚のAさんの住所、電話番号を知りたいと思っても名簿は全然役に立たないということがあるわけですよ。学生が先生の住所や何かを知って先生に問い合わせをしたいと思っても、どうしようもないということになります。

そういうことで僕は、教員の名簿なんかには住所を載せるとどうして悪いんだろうと思うんだな。教員というのはやはり生徒の火急の役に立たなければいけないでしょうし、生徒も教員に対して物を言う権利があるわけですから、そういう面から見ると、電話番号も教えないというのではちょっとやり過ぎのような気がするんですよ。というようなこともあり得るわけです。

そういう問題はないですか。今までのご意見とちょっと逆のような意味ですけれども、こんなことまでもやる必要ないじゃないか、神経を使い過ぎているとか神経質になり過ぎているという問題はないですか。あるいは、実際にそういうことをやっても余り意味がないという場合もあると思うのですけれども。町内会長さんの名前なんか出ないでしょう、今はちょっとね。

【区政情報課長】「ピーポ110ばんのいえ」は、先ほどもちょっと私がお話ししましたように、あくまでこれを知ってもらうというのが趣旨だと思いますので、そういった意味では、協力していただいている方は、基本的には趣旨はご了解いただいていると思うんですよ。

ですから、そういった意味で、副会長からご指摘がありましたように個人情報を慎重に取り扱うというのは確かにそのとおりで、それは役所としても十分留意していきたいと思いますけれども、今回の地図に載せるということについては、それが個人の住所まで載せるというものではないということをご了解をいただければと考えております。

それで、その後の対応は別途、検討を所管でしていただくという形になると思います。

【会 長】すみません、こだわるようですが、私の意見は当然「ピーポ110ばんのいえ」に

限ったものではなくて一般的な論としてちょっと述べただけのことです。

確かに個人情報というのは守ってもらわなければならないと思うのですけれども、それだって、絶対に守らなければならない問題に関して守ってもらいという面がありますよ。例えば僕の学校では残念ながらセクハラ事件が最近起こったのです。その先生の名前が出まして徹底的にやられてしまったわけですよ。その先生が本当にどうなのかということのを正式な機関で調べる前に週刊誌に書かれてしまうわけですね。そうすると、学校の場合は、教師にあるまじきことだということでもう罷免されたわけですよ。やめさせられました。

そういう場合、情報公開、個人情報というのですか、その人の場合、当然守られるようなことがあってもいいと思うんですよ。守られていないわけで、少なくとも正式に調べた結果が出るまではそういうことはとめるということがあってもいい。ところが、そういうことで、マスコミのそういう報道に対して何もできないわけですよ。何もできない。

ただ、住所を名簿に載せる載せないでもういろいろと問題が非常に深刻にとらえられて、実際に本当に守ってほしい場合には何もできないという。一たん名前が出たらもう終わりですよ。後で正しいことが、その人には責任がなかったとわかって、もう一たん名前が出たら終わりですよ。教師にあるまじきことだと。もう学校におられなくなってしまうわけですよ。そういう事件が最近2回も続けて起こってね。

だから、そういうことから考えると、個人情報の保護の場合も、そういうふうなことで最も守ってほしい場合にはそれが何の役にも立たないということがあるわけでしょう。とにかく自分の電話番号は知らせられたくないというだけで守られているというのでは、ちょっと本末転倒のようなところがあるように思いますね。そういう人はもうちょっとどう考えたらいいのかなと思うような問題がありますね。

【鍋島委員】この業務の目的は「保険加入」と書いてあるんですけども、その保険加入のほかにもいろいろと目的はおありだと思うのですけれども、その登録業務のいろいろな書類の中には、保険加入だけでないことも書いてあられると思うのですけれども。

いや、ここに「保険加入」となっていたから、今よく見ていたらびっくりしてしまって、何で保険加入がここまで広がるのということではわからなくなっていました。

【会 長】どうぞ。

【子ども家庭課長】この「保険加入のため」というのは、先ほどもちょっとお話をいたしましたように、万が一、物的・人的な被害があったときに保険対応……

【鍋島委員】それが何でそうなるのかというところがわからない。

【子ども家庭課長】保険対応をするために私どもが名簿管理をしておりますので、私どもが管理している名簿の中には、確かに電話番号ですとか、あとファクス番号ですとか、そういったものもございます。

ただ、外部提供する際には、そういったものの中から住所地と登録者の氏名ですとか店舗名、そういったものだけを抜き出して提供して、こういったところに逃げ込み先がありますよというようなどころのご案内をできるだけ充実して、地域の中で展開できればというふうに考えている、そういった中身でございます。

【鍋島委員】加入のためだけれども、それを使ってあるので、ここで審議してくださいということですね。そこがはっきりした説明がわからないんです。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件につきましては了承ということによろしいでしょうか。いろいろご意見が出ましたけれども……

【副 会 長】ちょっと意見をつけてください。私、もっと言いたいことがあるんだけど、意見をちゃんとつけていただかないと、ちょっとこれは不用意だったと思うんですね、手順が。

【子ども家庭課長】ご指摘いただいた部分で、これまでも、名簿を提供した先の育成会なりPTAの方なり町会の方のほうには、名簿の管理につきましては、十分な注意と終了した後の処理の仕方等につきましてはこちらから指示をさせていただいているところでございますし、また今回、今後、地図をおつくりいただいたときは、作成したものを協力者のほうにもきちんとお届けしてご確認をいただくというようなどころをやっていただきたいというようなどころはお伝えしながら、協力者の方に不本意な形で地図に載るというようなことがないような形でやらせていただくようにはしていきたいと考えてございます。

【会 長】ありがとうございました。

では、ご意見をつけるということですね。よろしいですか。ご意見をつけた上でということです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は、今、副会長がおっしゃいましたようにご意見をつけた上で了承ということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次にまいります。次は資料32「資源回収管理システムに係る分別回収処理の新規開発について」でございます。

それでは、どうぞよろしくご説明をお願いいたします。

【新宿区清掃事務所長】それでは、資料32につきまして新宿区清掃事務所から説明させていただきます。「資源回収管理システムに係る分別回収処理の新規開発」という件名でございます。

この分別回収処理と申しますのは、瓶とか缶とかペットボトルを区内約3,300カ所ほどで回収している事業でございます。

この資源回収管理システムについてなんですけれども、3ページ目をちょっとお開きいただきたいのですが、実はこのシステム自体は現在稼働してございます。平成16年4月に既に稼働してございまして、資源回収管理システム、集団回収とか、区における資源回収のシステムに分別回収の処理の新しい内容を追加したものを平成16年4月に稼働していたのですけれども、その際に、こちらの個人情報保護審議会のほうに諮問することを忘れまして、今回新たなシステムのパソコンの入替えでこの作業をしている中で、個人情報を扱っているということに気がつきまして、改めて諮問させていただいてご承認いただきたいというものでございます。

個人情報として扱っている内容でございますが、資源回収拠点にかかわる相手方、町会とか自治会、それから集合住宅等の所有者とか管理組合、そういった方の連絡先と電話番号、それから住所、氏名、そういったものをコンピューター上に記録させていただいているものでございます。

これはなぜそういうことをするかといいますと、資源回収拠点、瓶とか缶につきましては、地域からの、音がうるさいとか移設してほしいとか、そういった苦情も結構頻繁に起こってきますので、そういった際にその苦情対応に際しまして、相手方、その資源回収拠点を置いている町会とか自治会とかマンションとか、そういったところと速やかに連絡をとる必要があるということで、この情報を収集させていただいているものでございます。

したがいまして、この内容につきましては新たにつけ加えるというようなことではなくて、既に稼働しているのですが、忘れておりましたので、今回改めて諮問させていただきましてご承認いただきたいというものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。大変率直にご説明いただきましてありがとうございました。

もしご質問ございましたらどうぞ。

【かわの委員】既にやっているものというふうに言われても、それだけで「はい、そうですか」というふうに……。例えば改めて「新規開発について」なんていう表題がつくと何だろう

なということだし、あるいはスプレー缶なんかの資源として集めるというのはつい最近の話ですよね。だから、少なくとも平成16年にはスプレー缶を資源で集めていたわけではないわけだし、やはりもうちょっと丁寧にしてくれますか。

【新宿区清掃事務所長】それでは、若干補足させていただきます。

この新規開発といいますのは、今までこちらの審議会に、分別回収処理につきまして新たに報告、諮問しておりませんので、その当時の件名で、だったらこうだということで件名を書かせていただきました。

それから、カセットボンベとかスプレー缶につきましては、確かに平成22年4月から新たに回収を始めておりますが、そういった緑のコンテナを新たにどこどこに何個ずつ置くとかという情報も当然このシステムの中には入れてございます。ですが、それは分別回収のシステム自体の変更ではありませんのでというような、そういった内容でございます。

【かわの委員】品目がふえているだけだという、そういう認識ですね。はい。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、本件につきましては承認することよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認します。ありがとうございました。

それでは、次にまいります。資料33「介護予防事業評価の外部機関との共同実施について」でございます。

それでは、どうぞ説明をよろしく願います。

【高齢者サービス課長】高齢者サービス課長です。よろしく願います。

「介護予防事業評価の外部機関との共同実施について」、目的外利用につきまして諮問させていただき、電子計算機による個人情報の処理委託についてご報告とさせていただきます。

めくっていただきまして1ページ目、事業の概要をご説明させていただきます。

事業名が「介護予防事業の評価」です。

目的は、介護予防教室参加の効果を測定いたしまして、今後の教室の運営について見直しを行うとともに、第5期介護保険事業計画の基礎資料とするということでございます。

対象者は、平成18年4月1日から22年3月31日における特定高齢者、生活機能評価のための基本チェックリストで介護保険の要支援・要介護状態に陥るおそれが高いとされた高齢者でございます。

事業内容ですが、介護保険制度が始まりまして、介護予防という概念が平成18年度から導

入されましたが、介護予防教室は特定高齢者を対象に平成18年度から実施しております。本年度で5年目を迎えましたので、データが蓄積できました。そこで、これを評価を行おうというものでございます。

介護予防教室のデータ分析、これにつきましては専門的な知識、技術が必要とされるため、外部機関と共同実施をさせていただきます。外部機関に提供するデータ、これを依頼するに当たりまして、データを分析可能な形に加工した上で提供するというものでございます。

そのデータ提供の流れですが、福祉情報システムというのがありますが、その中に特定高齢者というものが入っております。その特定高齢者を対象に、要介護認定システムの介護保険のデータを突合せさせます。突合せさせる際は住民番号をキーとして使用するということです。

大変申しわけないのですが、ここで住民番号の後ろに「介護保険被保険者番号」という形でちょっと提示させていただきましたが、介護保険被保険者番号は使いません。住民番号だけで突合できることがわかりましたので、恐縮ですが、そこと、また2番目に書かれております「介護保険被保険者番号」、その先の「被保険者番号」というものは、すみません、恐縮ですが、削除していただきたいと思っております。

次に、この住民番号は、データ突合後は不要となりますのでこれを削除して、区独自の新たな整理番号を付番させていただきます。

外部機関とは協定書を締結した上で、この加工後のデータを電磁媒体により提供するというものです。

次の3ページ目をごらんください。こちらがまず目的外利用でございます。

情報の保有元ですが、保有課は介護保険課で、登録業務は要介護認定業務です。その要介護認定支援システムに入っている情報を利用させていただくということです。利用先は高齢者サービス課で、介護予防教室事業というところでございます。

下のほう、目的外利用を行う情報項目でございますが、平成18から21年度の特定高齢者にかかわる以下の介護保険情報、ここでも大変恐縮ですが、2行目の「介護保険の被保険者番号」、こちらのほうは削除していただき、こちらには「住民番号」というところで、恐縮ですけれども、加筆していただきたいと思っております。

平成18から21年度までの住民番号と性別、要介護度、要介護認定年月日、要介護認定の有効期間、開始年月日、終了年月日、それから郵便番号、資格喪失事由、資格喪失年月日、非該当認定年月日です。

使用する記録媒体は電磁的媒体、目的外利用の時期は本審議会承認後から23年3月31日まで

でございます。

次のページをめくっていただきまして4ページです。データの分析等の委託でございます。委託先ですが、ダイヤ高齢社会研究財団というところです。

事業者、委託先に処理させる情報項目ですが、平成18から21年度の特定高齢者の以下の情報でございます。18から21年度までの基本チェックリスト情報、年齢、特定高齢者の管理情報、特定高齢者決定履歴の有無、特定高齢者決定年月日、特定高齢者開始年月日、特定高齢者廃止年月日、それから介護予防教室の管理情報（参加教室名、教室参加回数、介護予防教室決定年月日、介護予防教室開始年月日、介護予防教室廃止年月日、ケアプラン担当高齢者総合相談センター名）、それから介護保険情報として性別、要介護度、要介護認定年月日、要介護認定の有効期間（開始年月日、終了年月日）、それから郵便番号、介護保険の資格喪失事由、資格喪失年月日、非該当年月日です。

委託の理由ですが、事業データの分析には専門的な知識、技術が必要なためです。

委託内容は、介護予防事業の評価レポート、これを委託事業者のほうに作成させまして区に提出させるというものです。

委託の開始時期ですが、本審議会承認後から23年3月31日まで、委託に当たり区が行う情報保護対策は別紙「特記事項」、それから分析に不要な個人識別情報は削除した上で提供します。

それから、委託事業者に行わせる情報保護対策として、取扱責任者あるいは取扱者、これをあらかじめ指定させます。また、個人情報保護法、区の「特記事項」、これを遵守させるというものでございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらよろしく。

どうぞ。

【川村委員】2点お伺いしたいのですけれども、4ページのところで、「委託に当たり区が行う情報保護対策」という中で、分析に不要な個人識別情報は削除した上で提供するという事なんですけれども、こちらは具体的にどういう事項なのかということ。

あと2つ目は、委託先のダイヤ高齢社会研究財団、こちらの選定経過、そしてこちらは事業所として個人情報の認証等々についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

【高齢者サービス課長】まず、初めのほうのご質問で、個人情報、識別情報です。こちらのほうは住民番号でございます。

それから、2点目のダイヤ高齢社会研究財団ですが、こちらは先方のほうから話を持ってきたというところでございます、先方が、昨年度までは国のほうから補助金を受けてこういう研究をやっていたというところでございます。

こちらは個人情報のあれで認定を受けているかどうかちょっと定かではないのですが、ダイヤ財団というところからしておわかりのように三菱系でございますので、しっかりとした団体でございますので、その辺は大丈夫なところと思っております。

【会 長】どうぞ。

【川村委員】そうすると、1つ目にお伺いしたところでお伺いすると、住民番号はもう削除されているので、個人はもう特定できないという形で提供されるということで理解すればよろしいわけですね。わかりました。

あと、2点目のほうはそういう経過だということなんですけども、ちょっと今もう少し詳しく伺っても情報としては、個人情報保護の、事業所としてそういう認証がされているかどうかというのは今はわからないということですね。

【高齢者サービス課長】今はですね。

【川村委員】今はですね、持ち合わせていない。わかりました。

【会 長】いいですか。

ほかにございましたらどうぞ。

よろしいですか。

それでは、本件は承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもご苦労さまでした。

次は資料34の「（仮称）新宿区立下落合地域交流館における指定管理者制度の導入について」でございます。

それでは、よろしくご説明をお願いいたします。

【高齢者サービス課長】では、引き続きまして指定管理者制度の導入について、こちらは指定管理者による公の施設の管理ということでご報告させていただきます。

ページをめくっていただきまして2ページ目をお開きください。事業名は「（仮称）新宿区立下落合地域交流館における指定管理者制度の導入」、これは来年の4月からになりますので、まだ仮称ということでご容赦ください。

指定管理業務でございます、事業内容は、施設、これは地域交流館という施設でございます

すので、地域における高齢者の福祉を目的としました介護予防事業、あるいは文化活動、あるいは地域交流事業、そういう事業を指定管理者による実施というところです。

それから、施設、貸出しがございますので、施設利用の団体登録、利用の承認あるいは施設の維持管理というところを指定管理にして導入するというところがございます。

次のページをお開きください。「新宿区立下落合地域交流館における指定管理者制度の導入について」で、指定管理者の名称でございますが、指定管理者につきましては、来年4月の導入に向けまして今のところ22年、今年の7月から事業者の公募を行いまして、22年12月、議会のご承認を受けて決定するという予定でございます。

指定管理者が取り扱う個人情報ですが、施設を利用なさる方の利用者に関する情報、具体的にはその下の段にあります個人情報の項目で、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・ファクス番号・緊急連絡先（住所・氏名・電話・続柄）でございます。

個人情報の記録媒体ですが、これは紙だけでございまして、そこに「電子媒体」と記載されておりますが、これも恐縮ですが、削除をお願いしたいと思います。

それから、指定管理の開始時期及び期限ですが、23年4月1日から28年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者としての情報保護対策は、個人情報の取扱責任者、取扱者、これをあらかじめ指定させます。また、個人情報のほうは施錠できる金庫に保管させます。

区が行う情報保護対策として別紙「特記事項」をつけさせていただきます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いします。

どうぞ。

【かわの委員】これでその指定管理者が取り扱う個人情報の項目の「氏名」というのは、これはいわゆるここを利用する人がすべて登録をしてそういう利用になるということなんですか。そういう意味での氏名・性別とかというふうになるのですか。その辺はどうなっているんですか。

【高齢者サービス課長】ご利用される場合、個人利用と団体利用がございます。個人利用の場合、今言われたようにもうストレートに氏名でございます。それから、団体利用は、この氏名というのは代表者が登録いたします。

なお、具体的には団体利用の方も個人利用の登録をしていただくということになりますので、

それぞれここを利用される方全員の氏名というところでございます。

【かわの委員】わかりました。

【会 長】よろしいですか。

ほかにございましたらどうぞ。

【副会長】もともと何に使うんですか。利用者に全部こんなものを書かせて何に使うために、利用者は利用すればいいので、それを何で、それは区民と区民でない人を分けたいというのなら、それは何か別のことでいいと思うんで、こんな電話番号まで全部書かないと利用させないとか、ちょっと私、この施設がどういうものかわからないから、ごめんなさい、質問が悪いのかもしれませんが。

【高齢者サービス課長】こちらの施設は高齢者のための施設でございまして、個人利用の場合は、個人でこの施設にいらして緊急の事態が起こったとか、そういう場合に備えましてご本人さんのお名前あるいは緊急連絡先の方のお名前とかをいただいております。

また、団体利用の場合は団体登録いたしまして部屋を団体貸出しいたしますが、何かいろいろ部屋が使えなくなるとか、そういうような連絡のときのために、登録者、代表者のお名前、電話番号をいただいております。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承いたします。

どうも大変ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

それでは、次に資料35にまいります。「(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画策定支援業務の委託について」でございます。

よろしくご説明ください。どうぞ。

【環境対策課長】環境対策課長でございます。私のほうから、「(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画策定支援業務の委託について」ご報告いたします。

事業の概要でございます。事業名は、これは現在策定している実行計画なので、仮称ということで、「(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画」とつけさせていただいております。その策定支援業務でございます。

担当課は環境対策課で、目的は当該計画の策定に係る基礎資料を得るために区民向けのアンケートを実施するものでございます。対象者といたしましては、平成22年5月末現在の15歳以

上の区内在住者ということでございます。

事業内容でございますが、これまでの省エネの取組に加えて、太陽光発電等の再生可能エネルギー等の活用を含めた温室効果ガス削減対策に向け、（仮称）新宿区地球温暖化対策実行計画を策定、これは来年の3月までに策定するというところでございます。地域特性を踏まえた実行性のある計画にするための基礎資料としてアンケートを実施するというので、6月7日に既に送付いたしまして、6月21日に回収しております。

900件となっておりますが、これは前回の省エネビジョンを策定したものに合わせたのですが、少し基礎数を増やしたほうがいいということで、900件でなく1,200件送付しておりますのでご承知おきください。

次に、支援業務の委託の内容でございますが、保有課は環境対策課でございます。

登録業務の名称は「（仮称）新宿区地球温暖化対策実行計画策定支援業務」でございます。委託先は国際航業株式会社でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目は、アンケート対象者の住所、氏名でございます。処理させる情報項目の記録媒体ですが、紙媒体で、あて名シールでございます。

委託理由は、プロポーザルで選定した地球温暖化対策分野に精通している受託者に計画策定支援業務を委託し、（仮称）新宿区地球温暖化対策実行計画を策定するためでございます。

委託の内容は、対象者へのアンケート用紙の送付、アンケート用紙（無記名アンケート）の回収、アンケート結果の分析等の（仮称）新宿区地球温暖化対策実行計画の策定の支援でございます。

委託の開始時期及び期限ですが、平成22年5月15日から平成23年3月15日まででございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策ですが、契約に当たり別紙の「特記事項」を付す。

また、委託事業者に行わせる情報保護対策ですが、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。また、提供された情報は、あて名シールでございますが、施錠できる金庫に保管するというものでございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

この種の題目に「実行」という言葉を使うのは相当珍しいと思うのですけれども、やはり実行しようという決意のあらわれと読んでよろしいわけですか。「実施計画」というのが一般的

に使われると思うのですが、「実行」というのは。

【環境対策課長】この実行計画、仮称でございますが、「実行計画」としている理由は、これは地球温暖化対策推進法に基づいて実行計画をつくるということが一定規模以上の自治体に義務づけられているのですが、区の場合は義務づけはないのですが、新宿区としては温暖化対策の実行計画を積極的につくろうということで今回策定に取り組んでいるもので、その法律が「実行計画」という言葉を使っているので、それを使っているものでございます。

【会 長】わかりました。

ほかにごありますか。

どうぞ。

【かわの委員】1,200件というのは、これは住民基本台帳が何かからそういうふうには抜き出して、それでやるということなんですね、多分ね。それで、記録媒体はあて名シールということだから、それからあて名シールを出すわけですね。それを張って出したら、もうその情報は何も残っていない。

さっき、情報の保護対策ということで、施錠できる金庫にあて名シールを保管すると言うけれども、もう既に終わってしまっているから、そういう面では個人情報の部分については、何も無いと言ったら変ですけども、手元にはもう既に残っていない、そういう理解でいいのですか。

それでよければそれが1つと、あと6月21日に回収ということで、大体どのぐらい回収されているんですか。

【会 長】どうぞ。

【環境対策課長】1点目のあて名シールですが、現在、送付しておりますので、そのあて名シール自体はすべて行っているわけですが、あて名に行き着かないで戻ってきてしまうもの等がございますので、そういうものは回収して保管しているということでございます。

もう一点の回収率でございますが、約20%でございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにごございましたらどうぞ。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承いたします。どうもご苦労さんでした。

大分終わりに近づいてまいりましたけれども、次、資料13の「若葉地区の事業推進に向けた

地区計画見直し等に係る業務委託について」でございます。

ご説明をよろしくお願いたします。

【副会長】すみませんけれども、ちょっと詳しく説明してください。資料のない方がいらっしゃるかもしれない。資料を配ってから時間がかかっているから、わかるように説明してもらえば。

【区政情報課長】資料はありますので、ない方は手を挙げてくだされば。

【会 長】よろしいですか、資料は。

それでは、どうぞ。

【地域整備課長】地域整備課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、「若葉地区の事業推進に向けた地区計画見直し等に係る業務委託について」ご報告をさせていただきます。

まず、2ページ目のほうをお開きいただけますでしょうか。3段目の「目的」ということで「若葉地区で地区計画等のまちづくりルールの見直し及び街区を単位とした建替え事業推進の検討のための業務」ということで今回の委託を発注しております。

3ページ目をお開きいただけますでしょうか。まず、委託先でございます。独立行政法人都市再生機構東京都心支社でございます。

次の委託に伴い事業者処理させる情報項目ということでございまして、内容としては、土地及び建物登記事項証明書の記載内容、具体的には、土地及び建物の権利者の氏名、住所、土地の地番、地目、地積、3番目で建物の種類、構造でございます。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、紙及び電磁的媒体ということで、CD-Rを考えてございます。

次、1個飛ばしまして委託の内容でございます。

この「事業推進のための地区計画等のまちづくりルールの見直しの検討」をいたします。2番目で「街区を単位とした建替え事業推進の検討」、3つ目のポツでございますが、「地区計画等のまちづくりルールの見直し及び街区を単位とした建替え事業推進の検討内容の地区住民等への周知」ということでございます。

委託の期間でございますが、こちらは今年度、平成22年4月13日、申しわけございません、ちょっと報告のほうと前後いたしますが、4月12日に契約して13日から委託が始まってございまして、最終が3月18日の予定でございます。

個人情報の取扱いにつきましては、その後の特記事項に載っておりますが、秘密の保持、

適正な管理というところから、しっかり業者のほうも指導していきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞご質問がございましたらよろしくお願ひします。

余計なことを聞くかもしれませんが、柳町の拡幅工事がありますね。道路の幅を広げていますね。あれはいつ完成するんですか。

【地域整備課長】今、会長がおっしゃったのは環状3号線の拡幅事業でございますが、ちょっと所管が別なので時期的なものわかりかねるのでございますが、今あそこは事業中で、柳町のところでございますよね、もう結構広がってきているところでございまして、もう数年前からやっておりますので、あとしばらくで終わるかと思ひます。申しわけございません。

【会長】大分もうできてきたものですからね。長くて、どうも大変失礼しました。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

次、資料26にまいります。資料26「新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館における指定管理者制度の導入について」でございます。

よろしくご説明をお願いいたします。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長でございます。

資料26に基づきまして「新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館における指定管理者制度の導入について」ご報告をさせていただきます。

まずもって、この指定管理者制度、実はこの4月28日から導入という形になっておりまして、本審議会に対して事後報告という形になってしまいました。大変申しわけございません。そうした中での報告とさせていただきます。

報告につきましては、14条第1項に基づく指定管理者による公の施設の管理の中での個人情報取扱いというところでございます。

1枚おめくりいただきまして事業の概要ということで書いてありますけれども、落合のちょうど聖母病院の北側のところなんですけれども、区立佐伯公園というのがございまして、そちらに佐伯祐三のアトリエ記念館というものをこのたび改めて整備したところでございます。

担当課としては文化観光国際課、今回、指定管理者制度を導入したということの目的ですけ

れども、民間事業者の経営ノウハウや創意工夫を生かした事業展開、ニーズへの対応というところで、この4月に発足しました未来創造財団、こちらのほうに指定管理、従来の生涯学習財団にこちらの施設の管理をお願いしているところでございます。

また、目的の2番目、専門的な人材の確保、効率的な人材の配置あるいは柔軟な発想による経費の合理的・効果的な運用による経費の縮減ということをねらった指定管理者の導入でございます。

事業の内容でございますけれども、日本を代表する洋画家の一人、佐伯祐三のアトリエを区立佐伯アトリエ記念館として整備してオープンしたというものでございます。

アトリエの公開については、区立佐伯公園が開園した昭和50年以来、外観のみ閉鎖管理としていたものを、今回、内部を含めて一般公開するような形をとってございます。佐伯祐三に関する資料の展示、情報の発信ということで、記念館においては、佐伯の生涯ですとか作品、それから下落合での創作活動等を紹介するような展示を行っているところでございます。

今回の個人情報との関係でございますけれども、もう一枚おめくりいただきまして別紙のところでございます。

指定管理者が取り扱う個人情報の業務ということで、このアトリエの運営に当たってガイドボランティアを区民の方をお願いしております。こうしたガイドボランティアの方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、メールアドレスはある方のみということで個人情報のほうを登録させていただいております。これは、館の運営に当たってボランティアの方に来ていただく連絡とか調整のため、こうしたところでの個人情報でございます。

個人情報記録の媒体については紙と電磁媒体、4月28日から3年間指定管理ということでございますので25年3月31日まで、指定管理者としての情報の保護対策、財団の規定に基づきまして個人情報を管理していただく。そうした中で、取扱責任者の指定あるいは収集した情報について施錠できる形での個人情報の保管というところでございます。

また、区が行う情報対策として、協定書に「特記事項」を付させていただいている。この中の個人情報の取扱いでございます。

以上、報告を終わります。よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞご質問がありましたらよろしく願いします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、了承いたします。

次に、資料27にまいります。資料27「新宿区立学校イントラネットシステム運用保守委託等について」でございます。

それでは、ご説明をお願いします。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】新図書館・学校情報化推進担当でございます。よろしくをお願いします。

それでは、資料27の「新宿区立学校イントラネットシステム運用保守委託等について」ご報告申し上げます。

学校イントラネットシステムに関しましては、昨年2月の本審議会でご承認をちょうだいいたしまして、その詳細について今年の1月の本審議会でご報告をしたものです。本日はその学校イントラネットシステムの運用保守委託等についてまたご報告を申し上げるものです。

事業の概要をごらんください。本事業の目的でございますが、IT活用により教員の事務負担を軽減しまして、子どもと向き合う時間を確保するために導入した学校イントラネットシステムを安定的に稼働するためでございます。

対象者は、児童・生徒、保護者、教職員、学校運営協力者等ということでございます。

事業内容としましては、学校イントラネットシステムは学校内で情報を一元的に管理することで、教職員の間で迅速で適切な情報の共有を図り、校務支援システムの導入により教材作成や校務処理の効率化を進め、教員が本来業務に取り組み、児童・生徒の個に応じたきめ細かい指導を行う時間の確保を図る。

この目的に対しまして、そのシステムを安定的に稼働するため、以下の業務委託をするというものでございます。

本日は、2点に分けてご報告申し上げます。1点は学校イントラネットシステムの運用保守委託ということ、それから2点目が学校イントラネットシステムのサーバー機器等保守委託ということになってございます。

次のページをお開きをお願いいたします。1点目の運用保守委託等につきましてでございますが、保有課としましては教育政策課、登録業務の名称は資料に記載のとおりでございます。

委託先としましては日本電気株式会社、委託に伴い事業者処理させる情報項目ということなのですが、サーバー記録項目というものが別紙で、2枚先に一覧表がついてございますが、もろもろこういった項目を記録してございますけれども、これ自体が処理の目的ではないと。

運用保守をするに当たって、事業者がそういう項目に触れることがあるというようなことでございます。

作業情報項目としまして、その中で教職員の氏名、性別、役職、組合員番号等につきましては、事業者が実際作業をするというようなことでございます。

記録の媒体はハードディスク、委託理由としましては、安定的な稼働のため、データセンターにおいてシステムの運用支援や迅速な障害対応等に当たるためでございます。

委託の内容としましては4点挙げてございます。運用支援業務、校務環境システム運用保守業務、ヘルプデスク業務、システム保守業務等ということでございます。

委託の開始は本年の1月4日以降ということでやらせていただいております。

契約に当たり区が行う情報保護対策としまして、一番最後に契約書に添付する「特記事項」を添付してございます。こちらを付して、事業者に注意を喚起しているものでございます。

そのほか、受託事業者に行わせる情報保護対策としましては、登録した者、特定の者にしか使わせないということ、それからデータセンターの入退室は厳重に管理をしているというようなことを記載させていただいております。

2枚目の資料もほぼ同じなのでございますが、委託の内容としまして、こちらにつきましてはハードウェアの保守あるいはソフトウェアの保守ということで、データセンターにおいて障害の切り分け、それからソフトウェアとしましては定期的なメンテナンス等々を行うというようなものでございます。そのほかは先ほどのペーパーと同じような内容になってございます。

以上、雑駁ではございますが、報告を終わらせていただきます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ、川村委員。

【川村委員】確かに、うちの子どもも学校から資料をもらってきて、通信簿が今度ICT化するんだということで、ああ、着々と進んでいるんだなということで改めて認識したのですけれども、1月から委託ということで、現状、開始していくに当たっては、基本情報を入力するのも、相当、教職員の方の負担もあるのではないかというふうなことも指摘はされていましたが、そこら辺の運用や稼働の状況ですとか、あるいはこの委託先のところでヘルプデスク業務等々されていると思うのですけれども、そこら辺の経過、現状を教えていただければと思います。

【会長】どうぞ。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】実際にシステムの運用を始めたのが1月末からということでございましたけれども、川村委員ご指摘のとおり、当初は入力作業ということで現場の教員も非常に大変だったというふうに認識をしております。

それから、4月から一応本稼働ということ業務で使ってはおりますが、まだシステムのなかなか安定的な稼働ができていないというようなところでございます。ヘルプデスク等々に対する電話も結構来ていますし、まだちょっと障害対応というような形のものも多うございます。

教員自体は、校務支援システムにつきましてはもう大分使っております、作業等には思ったよりもなれてきているのかなというふうには認識しておりますけれども、教員のスキルよりも、今は一個一個の障害に対応して改善を図っているということで、あと通知表のご指摘もございましたけれども、通知表に関しては、各学校、各学年、非常にいろいろな種類がございまして、学校の要望を聞きながら様式等を変更というのですか、システムに対応するという作業を今まで行っておりました。1学期末ということで、それが形になって今使い始めているというような状況でございます。

【会 長】どうぞ。

【川村委員】現況どのような状況かというのは今お伺いしましておおよそわかったのですが、そうすると当審議会との関係では個人情報保護ということですが、その取扱いや研修という点では、教員の方を初めとして十分していただいて進めるということでは伺っているのですが、そこら辺の状況についてもあわせてお伺いしたいと思います。

【会 長】どうぞ。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】いろいろなツールを使って研修をさせていただいております。既存の校長会、副校長会、あと主任教諭会、それから情報教育部会、それから新宿区の教員の科目別の「新教研」と言っているそういう部会等々で、私どもで行きましてお話をさせていただく。あるいは単独の研修会を開催する。

それから、もう一つは、ICT支援員が各学校を訪問しておりますので、各学校ごとに研修をするというようなことで、非常にきめ細かく対応しているというようなことでございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】このデータセンターというのはどこにあるのですか。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】データセンターは、その業務の特殊性により、場所

は公開しておりません。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】私なんかも、現場的にはICTを進めていた側として、だんだんこういうことが具体的にこういった審議会にも上がってきて、新宿区が突出してこの事業はすごく進んでいるわけなんですよ。

ということは、例えば教育委員会だけでこういった個人情報データをデータ化されて管理していくということが、今までは紙ベースで限りなくそのすそ野が広がったものがデータベースになって、教育委員会だけですべて責務を負わせるという形ではなくて、例えば新宿区のこうした区政情報課、あとはそういう電子媒体の関係の担当セクションなんかもやはり協力してこういった情報管理を含めてやっていかないと、例えば、もちろん教育委員会の担当だから、松田さんを含めて万全の体制をしいているけれども、外部委託で情報データももう本当にこれは事故があったら大変な部分だということも含めて、やはり教育委員会だけでこれをずっとやっていいのかどうなのかということ、私もだんだんこういったことを、委員会に上がっていく中でももう少し区長部局なりなんなりにはバックアップをして、情報管理に関しては少し教育委員会のお手伝いをしたっていいのではないかなんていうことをつくづく今日も報告を聞きながら思っている次第なんです。

今やっていることが教育委員会でも万全だとは思いますが、これは教育委員会の一部分の事業ではあるのだけれども、新宿区としてはかなり未踏というか先進的な事業なので、やはり情報課としてもいろいろな意味で二重、三重の応援、サポートをすべきだとは思いますが、どうでしょうか。

【鍋島委員】ちょっと今の関連で、私も前に、そういう教員ではないんですけども、総合行政のネットのことをやって、いろいろな約款を見せていただいたときに、この問題は今先生がおっしゃったように、今セキュリティーを故意でなくてもねらわれているというところがありますから、今お話しただくといろいろな事故でいろいろな操作も大変だというのは、そういうところをねらって侵入してくるところが多いので、私もやっていてちょっとやられたことがあったので、そういうことでやはり総合的な何かそういう支援はないかなと思って私もこれを今眺めていたんですよ。こういうのだと損害賠償もあるし、裁判所も決まっているし、そういうのだから、それを伺いたいと思っていたというぐあい先生と一緒にだったので関連で。

【区政情報課長】区としてもそういった問題意識はきちんと持っておりまして、情報セキュリティーの問題も含めて今後の情報化戦略、そういったあり方を、副区長をCIOという形で位

置づけていまして、情報化戦略会議というのを情報政策課も含めてつくっております。

その中で、今後のイントラネット、区のほうでもイントラネットがありますので、そういったあり方を検討しております。次期のイントラネットの中におきましては、今サーバーというお話がありましたけれども、外部サーバーも含めて、いろいろなところに今はサーバーがいっぱいあるんですね。そういったもの、情報を、プラットフォームというんですか、統合化していこうということで検討を今進めているところでございます。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【かわの委員】3ページの運用保守委託のところについてですけれども、委託に伴い事業者処理させる情報項目ということで、1、2とありますよね、サーバー記録項目と作業情報項目。これは、わざわざ作業情報項目というふうになっていますけれども、サーバー記録項目の中には教職員のそういういろいろなものが全部入っているのだけれども、これは、後のほうの機器保守委託についてはサーバー記録項目だけになっているのだけれども、わざわざこの2に作業情報項目で教職員の氏名、性別、役職、組合員番号というふうになっている。これは何か大事な意味があると思うのですが、これはどういうことなんですか。

【会 長】どうぞ。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】説明が雑駁過ぎてすみませんでした。

1枚目のほうの作業情報項目というものは、記録項目の中で、特にこの業者が、教員の異動なんかに伴いまして、教員の登録を実際に業者がするというようなことでございます。実際に委託業者が教員の、例えば私が何とか小学校の教員だとすれば、その情報を登録する。そのほかのサーバー記録項目に関しましては、事業者が一個一個の情報を使うということではない。例えば学校イントラネットシステムを利用する人間の登録、例えばIDというふうに申しておりますけれども、使える人間を登録するという業務を業者がやっているというようなことでございます。

【かわの委員】そうすると、いわゆる教職員用のところについては、今までも言ってみればこれをほかの保護者や生徒や協力者はそういうことはそんなに使うことはないので、そういう面では実際にこれを使うということで、作業情報項目という形で教職員だけは特別にこういう状況ができるということなの。ここで何でそれが必要なの、もうちょっとよく理解できない。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】学校イントラネットシステムを使うのは基本的に教員が主でございます。使える人間を登録するのを業者がやっている。例えば児童・生徒の名前

を登録することを業者がやることはないです。それは教員が登録をするだけです。

学校イントラネットを使う人間のIDを振って、前回、1月のときに細かくお見せをいたしましたけれども、こういう教員にはこういう権限を持たせようという、これについては認める、認めない、認める、認めないと細かい表をお見せしましたけれども、一人一人の教員のそういう情報を登録しているのを業者がやるというようなことでございます。

【かわの委員】わかりました。

【会長】ほかにございますか。

【副会長】これはすごいデータ、小・中学か、高校も範囲に入るのかもしれないけれども、区立の全員の生徒の、何万人いらっしゃるか知りませんが、そのデータをこれだけで1カ所で管理されるという問題なので、我々はちょっとシステムの作り方はわかりませんので、なかなかちょっと皆さん意見が言えないというのは実は何か不安があるのでしょうか。つまり、意見の言いようがないというのが実際なので、わからないからということなので、皆さんが不安を持っていることは確かなんですよ。

それを心配して、ちゃんとやっていただけるかどうかということを前提に承認するということになると思うんですけども、いずれにしても大きなデータなので、個人情報なので、気をつけて、間違いが起こらないように。

分割できないかなとか、いろいろなことを聞きながら考えたんですけども、その点、私のほうから短時間で言えることではないので、そこらはよく考えていただいて、誤りのないようをお願いしたいと思います。

【会長】ありがとうございました。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】肝に銘じまして運用していきたいというふうに思います。

【会長】それでは、本件は了承してもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもご苦労さまでした。

以上で大体終わりにしたい……

【区政情報課長】あと残り2件あるので、ちょっと4時を過ぎてしまったんですけども、もしお時間があれば。

すみません、諮問事項ということなんで、申しわけありませんが、時間を過ぎて申しわけありませんが……。

【会 長】 それでは、資料30「国税連携（所得税確定申告書データ送付）に係る外部結合の追加及び審査システム A S P サービスの業務委託の追加について」です。説明をお願いします。

【税務課長】 税務課長の中川と申します。どうぞよろしくをお願いします。

なるべくわかりやすく簡潔にご説明をさせていただいてご審議いただければと思います。資料30をごらんいただければと存じます。

件名でございますが、先ほど申し上げてございましたが、「国税連携（所得税確定申告書データ送付）に係る外部結合の追加及び審査システム A S P サービスの業務委託の追加について」でございます。

1点目が外部結合でございますので、諮問がございます。それから、業務委託ということで、報告が1点ということでお諮りをいたします。

ページをおめくりいただければと思います。2ページでございますが、まず事業の担当課は総務部税務課でございます。目的ですが、今度の23年1月から確定申告のデータ送受信システムというのが全国的に一斉に開始されます。現在は、住民税を課税する際の資料としまして、確定申告の紙を税務署に職員が行ってコピーして、紙をもらってくるというシステムでございました。このデータ送受信システムが始まりますと電子的にこのデータが送られてくるということになりまして、従来の確定申告の紙ベースで今後はその提供ができなくなるという予定もございます。そのデータにつきまして、社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムを経由しまして、国税庁からの確定申告の電子データを受信するということが必要になってまいります。

第2段落でございますが、実際にはもう既に地方税ポータルシステムの外部結合は、公的年金の住民税の特別徴収のデータについて既にご承認されているほかに、給与からの住民税の特別徴収の外部結合及び A S P サービスの業務委託につきましては、昨年の6回情報公開・個人情報保護審議会におきましてご了承いただいている。そのシステムを活用するというものでございます。これに新たに国税の所得税の申告データを追加結合、それから追加委託するというようなものでございます。

対象者でございますが、特別区民税・都民税の納税義務者のうち税務署に確定申告をした方が対象になります。また、少数でございますが、更正、要は修正されて税務署で決定したデータについても対象になりますが、ちなみに括弧に記載してございますが、規模で言いますと約8万件の規模でございます。

それで、恐縮でございます、わかりやすく7ページをごらんいただければと存じます。7ペー

ジに図示をしてございますが、この図の右側にございます「特別徴収義務者（給与支払者）」及び「年金支払者」、ここのルートにつきましては既にご承認をいただいております、運用を開始する予定も含めてやっております、この以下につきましても、例えば地方税電子化協議会、それからL G - W A Nを経て、A S P事業者を経て区に行くというルートにつきましては既に説明、ご承認をいただいているところなんです、この図の一番上にございます丸で囲んである「納税義務者」、その下に「確定申告（電子）」、それから「納税義務者」「確定申告（紙）」、このデータが新たに追加されるというのが大きくご説明する内容でございます。

また、恐縮でございますが、2ページにお戻りいただきまして、事業内容を、これも要点としてご説明させていただければと思います。

事業内容の1の(1)でございますが、重複いたしますが、今までは確定申告も紙でコピーしていた。それから、国税のほうでは既にe - T a x、電子で申告ができるようなシステムがあるのですが、e - T a xについてもわざわざ紙で税務署に打ち出してもらって、それをコピーしていた、そういうことございました。それが新たに、e - T a x、今、申告率が4割と言われているわけです、実は国税庁では既に紙も電子化をしている状況で、すべてが今電子データにはなっております。

ただ、今現在では紙を、これは新宿に限らず全国の自治体が確定申告の時期にコピー機を持って行って、部屋を借りて毎日毎日コピーして、それをパンチ業者にデータ化するために委託して、それを今度はデータを区のホストコンピューターに入れて課税計算をするというような流れでございました。これが今回すべて電子化になっていくということでございます。

それから、恐縮でございます、ページをめくっていただきまして、3ページの(3)、さらにこれも細かい話でございますが、例えば新宿区に住所があっても、例えば麹町税務署に提出する方もあるわけです。そういった方につきましては、麹町税務署に行く給与係の職員がコピーをしてくれて、それを新宿区役所に回送して、それで手続をいたしました。その逆もでございます。新宿税務署に、千代田区の住所の持っている方が例えば会社があって、そこに申告をした。そうすると、新宿区の職員がコピーをして、それを千代田区に送っている、こういったこともこの電子化によりまして、このポータルシステムを経由して振り分け作業ができるというようなメリットもございます。

2番でございますが、この対象データにつきましては、e - T a xデータ、税務署に電子申告をしたもの、それから(2)のK S Kデータ、これが、さっき申し上げた紙で申告しますが、税務署では数字を機械で読み取ってデータ化してございます。それをK S Kシステムとい

うのですが、そのデータ、それからK S Kのイメージデータ、これは電子で読み取れないところについてはイメージ、つまり画像で保存してございますので、その画像について、これも我々がいただけるデータの対象となるということでございます。

それを3番に記載してございます。これももう既にご報告、ご説明してございますので、地方税ポータルシステムによりまして経由しまして……失礼、順番から言うと、地方税電子化協議会のポータルシステム、それからその審査システムであるA S P業者を通じて新宿区に流れていくというような事業の内容でございます。

続きまして、それに伴いまして諮問をさせていただければと存じますが、4ページをお開きいただければと存じます。

件名「国税連携（所得税確定申告書データ送受信）にかかる外部結合の追加について」お諮り申し上げます。

保有課は税務課でございます。

登録業務の名称は特別区民税・都民税でございます。

結合される情報項目でございますが、特別区民税納税義務者のうち税務署に確定申告をした者、更正の決議を受けた者、情報項目でございますが、恐縮でございます、8ページ以下、ごらんのように、要は確定申告書に記載されている情報すべてが結合されていくものでございます。

恐縮です、さらにその情報につきまして20ページをお開きいただければと存じますが、20ページにこの情報がこういった帳票で記載されて税務署に提出されてございますので、20ページに記載されている帳票に先ほどの8ページ以下の情報が入っているわけですが、この情報が結合されていくということでございます。

結合の相手方でございます。これも重複しますが、地方税電子化協議会、それからL G - W A Nネットワークでつなぎました審査システムA S Pサービス事業を運営する事業者でございます。ちなみに、このA S Pサービス事業者というのが地方税電子化協議会が要綱で定めているセキュリティーの基準も満たしている業者でございます、具体的にはN T Tデータが新宿区は委託している。これは、今も委託しているところに追加するということになります。

結合する理由でございますが、23年1月から、申し上げました国税連携システムに対応するため、区における課税事務の効率化を図るために、本システムの電子計算組織との外部結合を行うものでございます。

地方税電子化協議会が運営するポータルシステム及び審査システムを運営する事業者とは、

年金の住民税特別徴収、それから給与からの特別徴収の両方を含めて既に実施予定を組みまして、ご承認いただいた仕組みを活用させていただくということになります。

結合の形態につきましても、L G - W A N回線を使用したデータの送受信をするということになります。

結合の開始の時期でございますが、23年1月以降継続ということになります。

それから、情報保護対策でございますが、記載のとおりですが、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定し、2番でございますが審査システムにはファイアウォールなどを設置し、適切にセキュリティー対策を施します。

3番でございますが、契約遵守の状況を確認するため、必要に応じて事情聴取、文書の確認、立入検査を行ってまいります。

それから、4番、L G - W A Nの講じる保護措置でございますが、記載のとおり4点ございまして、電子署名、文書の盗用防止、それから受領・否認の確認、安全な鍵管理を行ってセキュリティー対策を講じるものでございます。

続きまして、5ページをごらんいただければと存じます。報告事項でございます。

件名でございますが、「国税連携（所得税確定申告書データ送受信）にかかる審査システム A S Pサービスの業務委託の追加について」でございます。

保有課は同じく税務課でございます。

登録業務名称は特別区民税・都民税でございます。

委託先につきましては、地方税電子化協議会に登録している、L G - W A Nネットワーク内で審査システム A S Pサービスを運営する事業者ということになります。

委託に伴う項目でございますが、先ほど説明しましたのと同じ項目についての委託をするということになります。

それから、記録媒体でございますが、L G - W A N回線、それから A S Pサービスを利用してデータファイルの交換を行うものでございます。

委託の理由でございますが、区が単独で開発・運用を行うよりも、A S Pサービス事業者が運用する審査システムを利用したほうが導入経費や運用経費ともに廉価であり、人的負担も大幅に節減できるというものでございます。この辺につきましては同様にさきにお諮りしました年金、それから給与の報告につきましても同じ理由で委託のご承認をいただいているものでございます。

委託の内容につきましては、データの送受信に必要なための審査システムの運用、それか

ら保守サポートについて委託するものでございます。

期限と時期につきましては、23年1月以降継続するということでございます。

それから、委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たりまして、次の6ページにございますが、「特記事項」を付して、例えば複写の禁止、再委託の禁止、それから損害賠償などを含めた、ごらんいただきました内容についての「特記事項」を付した契約をさせていただきます。

それから、事業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者、それから取扱者を指定し、審査システムにはファイアウォールなどを設置して、適切にセキュリティー対策を施します。契約条項につき、その遵守を確認するために、事情聴取、文書の確認、施設への立入検査を行うものでございます。

それから、事業者に対する保護措置については、先ほどと同様の措置を講じるものでございます。

以上、雑駁でございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会 長】本案について、諮問事項については、適正と認め承認とし、報告事項については、了承とさせていただきますよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

では、これから資料36「国勢調査における調査用品の仕分・配送業務の委託について」をお願いいたします。

【地域調整課長】地域調整課長の加賀美と申します。よろしくお願いいたします。

件名でございます。「国勢調査における調査用品の仕分・配送業務の委託について」でございます。

次、1枚めくっていただいて事業の概要でございますが、事業名、国勢調査の実施、担当課は地域文化部地域調整課となっております。

その下の対象者でございますけれども、10月1日現在、区に常住する者が国勢調査の対象になります。

事業内容でございますが、国勢調査につきましては、調査員が調査票を各世帯にお配りしていただきまして、その世帯から調査票を回収ということによって調査を実施するものでございます。

国勢調査につきましては5年に1回の調査ということで、今回、推定調査対象、約20万世帯、32万人ということで、そのための調査員が約2,000人という形で発表させていただいております。

その調査員に渡す調査用品の種類、調査票の記入の仕方とか、返信用封筒等、約20種類の用品類を調査員のほうにお渡しする必要があり、また数量が多いということがございます。

10月1日が基準日という形になっておりますので、9月15日までに調査用品を調査員のほうにお配りする必要がある。このように短期間のうちに多くの調査用品を多人数の調査員用に仕分けして配送するため、仕分け・配送業務を委託するものでございます。

次をおめくりいただきまして、別紙（業務委託）でございます。

この中で委託先が未定となっておりますが、業者は決まっております。株式会社JR東日本物流、契約額につきましては163万1,360円という形になってございます。

委託に伴って事業者処理させる情報項目でございますけれども、調査員の方の住所、氏名、電話番号でございます。

処理させる情報項目の記録媒体については、電子記録（FDまたはCD）という形になってございます。

委託理由につきましては先ほどご説明させていただいたところでございますので省略させていただきます。

委託の内容でございますけれども、国勢調査調査用品を調査区ごとに仕分けする。あて名シールを作成する。それから、調査員自宅への用品の配送を行うというものでございます。

委託の開始時期でございますが、平成22年8月1日から8月30日までを予定しております。

委託に当たって区が行う情報保護対策につきましては、別紙の「特記事項」を付すことにより情報保護対策を実施してまいりたいと考えています。

あと、受託事業者に行わせる情報保護対策としては、取扱責任者をあらかじめ指定する。それから、提供された情報につきましては施錠できる金庫に保管するというところでございます。

以上、雑駁でございますけれども、ご報告させていただきます。

【会長】ありがとうございました。

何かございますか。

どうぞ。

【鈴木委員】こんなに量が増えたんですか。昔は、説明を聞きに来て、とりに……

【地域調整課長】調査員の数は2,000人という形になっております。調査員の数はそれほど変ら

ない。

【鈴木委員】そうですか。

【赤羽委員】23区は大体うちのやり方と同じように横並びなんですか。

【地域調整課長】調査員を確保して、その方に世帯を訪問していただいて、調査票を配布していただくという形は23区と同じようなのですけれども。

【赤羽委員】今回、業務委託ということに関してはどうなんですか。

【地域調整課長】区が直営は無理でございますので業務委託をしてございます。

【赤羽委員】業務委託。

【地域調整課長】はい。

【鍋島委員】悪いんですけれども、ちょっと1つだけ、商団連にきた苦情の件なんですけれども、調査員の人も余り熱心なものですから、朝に夜に何度か行って、何度も何度も回収するようにしたということで、今の若い方の世帯はそういうのは嫌がるんですよ。

郵送もあるはずだと思ったのですが、その郵送の袋をくれなくて何度も取りに来たという苦情がありまして、それで前も申し上げたでしょう、そのところは、調査員の方が熱心なのはいいのですけれども、今の若い人たちは違ってしますので、やはり「郵送でもいいですから出してください」ということを徹底してあげてほしいと思うんですよ。

【地域調整課長】そのような苦情がございましたので、今回から、回収は調査員の方ではなくて、全部郵送で構わないということになりました。インターネットでも回答もできることになりましたので、調査員の方の負担も減らせますし、世帯の方もそういった形で入り込まれたくないという方に配慮した形です。

【会 長】ありがとうございました。

それでは他にご意見が無いようでしたら、本件については了承といたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【副 会 長】今日の中に、学校イントラシステムの問題と、それから先ほどの国税の問題、これはシステムの問題なので、情報を提供するかどうかという問題とはちょっと違うような気がして、我々の能力の限界と申し上げた方がいいのかな、それを何かわかるようにしてもらいたいのか、何か簡単に言うと、本当、すごいセキュリティーのしっかりしたところに頼むというだけですよ。その問題は我々なんか考えなくてもいいのかとか、ちょっとこれはどういうふうにここで取り扱ったらいいのかな。きょうは時間がないから仕方がないと思うのですけれども、もうちょっと区のほうでも考えてもらいたい。こんなでかいものを出されても、対応

できない感じがする。

【鍋島委員】これを一生懸命読んでも全くわかりません。

【川村委員】もともと学校イントラネットの部分について、私ども、前任の委員もそうでしたけれども、問題点を指摘しまして、やはり慎重にすべきだとか、あるいは導入しなくても、ほぼ教員のその業務、負担を軽減して子どもに向き合うという、それが目的だというふうなお話でしたから、あくまで別な方法が、セキュリティーとか、そういう問題が生じないようなやり方がもっとあるのではないかということをもともと申し上げてきたところですので、そういう思いは、今、副会長おっしゃったように、私ども、今でも変わらないのですけれども、個々確かにそういうセキュリティーは大きな問題でありつつも、また一つ一つ細かく委員会、審議会に報告してほしいという要望は申し上げて、その都度、多分そういうことで受けとめていただいているものだと思います。その都度やはり当審議会でも審議をして、それこそデータセンターはどこにあるかというご質問がありましたけれども、やはり一つ一つの個人情報にかかわるところを学校現場やあるいは教育委員会でどう扱っていくかということをも当審議会でも審議の主とすることが重要なのではないかなというふうには思っています。

【区政情報課長】時間ですが、一言だけ、ご指摘よくわかります。私もなかなか専門的になると十分に理解できないところがあります。ただ、情報、そういった技術の進展というのは大きな流れですので、新宿区だけがそれに対してそういったものを行わないということは、逆に区民サービスが低下するとか、そういったことにもなるというふうに考えております。

そういった中で、個人の情報を守りながら情報セキュリティーというのですか、そういったものをきちんとやっていく、そういった意味で今後の方向性というのを、先ほども少しお話ししました情報化戦略会議というところで今考えているところです。

そういったサーバーが非常に乱立しているという状況は確かに好ましくないというところがありますので、そのへんも含めた、それこそクラウド・コンピューティングというんですか、それこそ雲をつかむみたいな話になってしまいますけれども、そういったことも含めて今検討の俎上に上がっているという段階です。

そういったことをも含めた技術的なことを少しわかりやすく事務局からも提供できたらと思いますので、今後何らかの機会にそういったこともお話しできたらと思っております。よろしくお願いたします。

【井上委員】多分、今の皆様のご質問というのは、今回は甲乙の関係、乙に委託することに

ついでに議論になっている、審議になっていると思うんですけども、大体皆さんのご質問、どちらかという乙側よりはむしろ甲側のオペレーションする側の問題だと思うんですね。その部分について、きちんとこれは審議会の仕事ではないと思うんですけども、きちんと主管であるところの総務部税務課であったり教育政策課のほうにきちんと、甲側のきちんとオペレーション、実際に情報を扱うのは先生ですと、先生は甲側の人間ですので、日本電気やNTTデータではありませんので、日本電気やNTTデータはそれなりにやってるはずだと思うんですが、甲側もやらなければいけないんじゃないかなというのが私どもの感想というか、そこを全然触れられていないので、それが皆さん心配なのではないですか。

あと、もう一つ言うならば、特記事項はちょっと甘過ぎると思いますね、はっきり言って。センシティブ情報を持っている委託であるにもかかわらず、センシティブ情報でない普通の個人情報、住所だ、電話番号だというもの、病歴だとか、収入ってセンシティブ情報になりますよね。それで、ちょっと同じだというのは、そこはちょっと甘いと思います。

以上、感想です。

【会長】それでは、ただいまの内容につきまして、ほかに何かございますか。

それでは、次回の。

【区政情報課長】次回の審議会は9月1日水曜日の午後2時からを予定しております。

場所につきましては今回と同じ第3委員会室になっております。よろしくお願いいたします。

きょうは長時間にわたりまして本当にどうもありがとうございました。時間を大幅に超過してしましまして申しわけありませんでした。

【会長】それでは、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

午後4時35分閉会